中部横断自動車道(長坂〜八千穂) 長野県区間に係る計画調整会議(第3回) 議事概要

1. 日 時:令和5年7月14日(金) 10:30~11:00

2. 場 所:長野県佐久建設事務所3階 第一会議室

3. 出席者: [構成員] 国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所長(議長) 長野県建設部道路建設課長、長野県佐久建設事務所長 小海町産業建設課長、佐久穂町建設課長 川上村産業建設課長、南牧村産業建設課長 南相木村振興課長、北相木村経済建設課長

4. 議事

本調整会議により、長野国道事務所、長野県、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、 南相木村、北相木村において、以下の事項を確認した。

- ■中部横断自動車道(長坂~八千穂)長野県区間ICの概略位置(案)について
 - ・環境影響評価方法書に対する意見をふまえ、星空観察等の地域の光環境への影響などの事業による影響を回避又は低減するよう、第2回計画調整会議において確認した南牧村野辺山付近のIC概略位置の範囲を延伸し、より柔軟に詳細なルート・構造を検討していくことを確認した。
 - ・国において、詳細ルート・構造の検討を進めてきたところだが、IC概略位置の 延伸を踏まえさらに検討の熟度を高め、引き続き、長野県が行う環境影響評価及 び都市計画の手続きが円滑に進むよう必要な協力を行うことを確認した。
 - ・今後、長野県が行う都市計画法に基づく手続きにおいて、ICの位置も含めた都市計画原案の説明会や公聴会を開催し、住民等地域の意見をふまえて都市計画案を取りまとめていくことを確認した。

以上

中部横断自動車道(長坂〜八千穂) 長野県区間に係る計画調整会議(第3回)

次 第

日 時:令和5年7月14日(金) 10時30分~

場 所:長野県佐久建設事務所3階 第一会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 出席者紹介
- 4 議 題
- (1)会議規約改正について [長野県・長野国道事務所] 資料-1
- (2) 中部横断自動車道(長坂〜八千穂)長野県区間 ICの概略位置(案)について [長野県・長野国道事務所] 資料-2
- (3) その他
- 5 閉 会

中部横断自動車道(長坂〜八千穂) 長野県区間に係る計画調整会議 規約(改正案)

(名称)

第1条 本会議は「中部横断自動車道(長坂~八千穂)長野県区間に係る計画 調整会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 中部横断自動車道(長坂~八千穂)の長野県区間について、ルート帯 やICの概略位置等の検討を行うことを目的とする。

(構成)

- 第3条 会議は、別紙に掲げる職にある者をもって構成する。
 - 2 会議には議長を置き、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長の 職にある者を充てる。

(会議の運営)

- 第4条 会議は議長が招集する。
 - 2 議長が職務を遂行できない場合にあっては、予め議長が指名する者が その職務を代理する。
 - 3 議長は、必要と認める時は、別紙に掲げる職にある者以外の者を会議 の構成員に加えることができる。
 - 4 議長は、必要と認める時は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所<mark>計画課</mark>及び 長野県建設部道路建設課に置く。

(その他)

第6条 この規約に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、議長が会議 に諮って定める。

附 則

- この規約は、平成29年9月21日から施行する。
- この規約は、令和5年 月 日から施行する。

中部横断自動車道(長坂~八千穂) 長野県区間に係る計画調整会議

構成員

所 属	役 職
国土交通省 関東地方整備局	長野国道事務所長
長野県	建設部道路建設課長
	佐久建設事務所長
小海町	産業建設課長
佐久穂町	建設課長
川上村	産業建設課長
南牧村	産業建設課長
南相木村	振興課長
北相木村	経済建設課長

事務局: 国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所 計画課

長野県建設部道路建設課

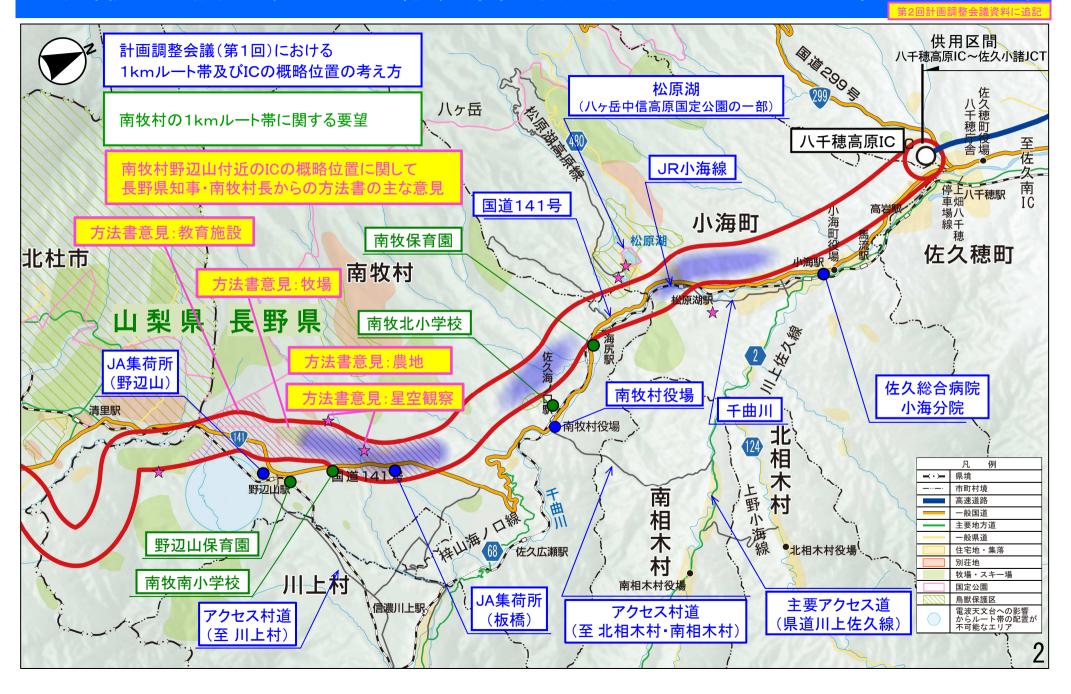
中部横断自動車道(長坂~八千穂)長野県区間の 南牧村野辺山付近IC概略位置(案)について

令和5年7月14日 長野国道事務所·長野県建設部

これまでの経緯

- 〇平成29年9月21日
 - 中部横断自動車道(長坂~八千穂)長野県区間に係る計画調整会議(第1回)
- ○平成30年7月11日 中部横断自動車道(長坂~八千穂)長野県区間に係る計画調整会議(第2回)
- ○平成30年11月1日 中部横断自動車道(長坂~八千穂)長野県区間の1kmルート帯及びICの概略位置の説明会 (南牧村)
- ○平成30年11月15日 中部横断自動車道(長坂~八千穂)長野県区間の1kmルート帯及びICの概略位置の説明会 (小海町)
- 〇令和元年8月1日~令和元年9月2日 (仮)佐久都市計画道路1·4·1号 南牧佐久線 環境影響評価方法書 公告·縱覧
- 〇令和元年11月18日 (仮)佐久都市計画道路1·4·1号 南牧佐久線 環境影響評価方法書に対する南牧村長意見
- 〇令和2年1月15日 長野県知事の意見((仮)佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線 環境影響評価方法書)
- 〇令和2年10月~ 環境影響評価現地調査実施

中部横断自動車道(長坂~八千穂)長野県区間 現在における1kmルート帯及びIC概略位置



中部横断自動車道(長坂~八千穂) 1kmルート帯及びIC概略位置(案)



参考資料

(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1号 南牧佐久線 環境影響評価方法書に対する南牧村長意見

意見内容

(1) 所管事項に関する環境の保全の見地からの意見

【全般】

- ・当村の環境保全には十分な調査・予測・評価がなされるよう配慮いただくとともに、環境 影響評価の手続きを円滑に進め、当該事業の早期実現と効果発現がなされるよう特段のご 配慮をお願いする。
- ・中部横断自動車道の建設方法が示されていないため、環境に対する影響も今後決定される 工法により左右されてくると推察するが、現時点で懸念される事項について意見する。
- ・決して肥沃ではない大地を開拓し、たゆまぬ努力の末に日本有数の高原野菜産地となった 野辺山高原の圃場や住民の生活環境に十分配慮し、これらに対する影響が最大限回避・低 減されるように検討を行っていただきたい。また、ルートの選定にあたっては、農地に残 地が生じる場合は、その残地の形状にも配慮し、当該地域における大規模な農業経営に支 障の少ないルートとなるよう配慮していただきたい。
- ・標高 1,300mを超える当村の気象条件は大変厳しく、特に冬季の気温低下と視界不良となる程の風雪は想像を超えるものがある。当然高速道路完成後は除融雪が頻繁に必要となると思われるが、風雪対策に万全を期すと共に、融雪剤の農地への流入や飛散、地下水への影響等について、回避・低減できるよう配慮願いたい。

【大気環境】(大気質、騒音、振動、低周波音)

・約2,000 軒もの別荘地を抱える当村は、都会の喧騒を離れ、高原の静寂を求めて別荘を購入する人が多く、高速道路ができることによる騒音への懸念が聞かれる。また、村の人口より多い畜産牛等は、騒音や振動に非常に敏感であり、ストレスによる搾乳量の減少が懸念されている。このような地域特有の環境への影響について十分に配慮していただきたい。

【水環境】(水質、水象)

・当村に於いては、八ヶ岳東麓に広がる山林に育まれた水が、豊富な地下水や湧水となり農地や牧草地を潤している。また、その貴重な湧水や湿地帯等では希少動植物が生息している。さらに、南牧村営水道の一部はその水脈の地下水をくみ上げて使用しており、地下水の渇枯は住民生活の存続にかかわる。以上のことから工事期間中の影響も含めた十分な調査・予測・評価がされるよう配慮していただきたい。

【土壌に係る環境その他の環境】(地形及び地質、日照障害、電波障害)

・5 月から 10 月にかけて栽培収穫されるレタスをはじめとする高原野菜は、地形変化による地下水の変動や盛土構造物等による日照障害に生産量を大きく左右されるため、その影響について十分な調査・予測・評価がされるよう配慮していただきたい。

【動植物及び生態系】

・野辺山高原をはじめ、当村には多くの動植物が生息し、希少生物も数多く報告されている。特にフクロウ類、コミミズク等の猛禽類や、ヤエガワカンバやヒメバラモミ、サクラソウ、タルマイスゲ等の絶滅危惧種の植物も確認されるなど、日本でも分布が限られている希少種が生育し、学術的価値が高い場所とされている。このような八ヶ岳周辺の森林の生態系及び生物多様性が十分保全されるよう対策と配慮をしていただきたい。また、当村にはこれらの学術的専門機関が存在するため、それらの意見も参考にし、工事期間中の影響も含めた十分な調査・予測・評価がされるよう配慮していただきたい。

【景観・ふれあい活動の場・文化財】

・当村は天文学者が選ぶ「日本三選星名所」に選出され、その壮大な星空を求め多くの観光客が訪れるうえ、「国立天文台野辺山宇宙電波観測所」が立地するなど、その環境は世界に誇るものであると自負しているところである。高速道路建設による光害等で、この美しい星空が失われることのないよう、十分な調査・予測・評価がされるよう配慮していただきたい。・当村の野辺山高原から見る八ヶ岳は、雄大かつ優雅な眺望をなしており、その景観は圧倒的な美しさであり、住民はもとより多くの観光客を癒してきた。事業実施によりこの誇るべき眺望を阻害することのないよう、細心の注意を払い調査・予測・評価がされるよう配慮していただきたい。

長野県知事の意見

((仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線 環境影響評価方法書)

[全般]

- 1 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然資源と清浄な水や大気に恵まれた地域であることから、環境影響評価の実施に当たっては、現況を的確に把握した上で、その状況をできる限り悪化させないという観点から調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講じること。
- 2 今後決定する具体的なルートやトンネル、高架等の道路構造(以下「道路構造」という。)を踏まえて、調査、予測及び評価の手法の妥当性を検討する必要があるため、詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で県に報告し、調査、予測及び評価の地点や方法について助言を受けること。
- 3 調査、予測及び評価の項目は、可能性があるルートや道路構造を踏まえて、想定される全ての環境要素・影響要因を網羅できるように選定すること。また、調査及び予測の地点、時期等については、土地利用、風土等を踏まえて適切に設定すること。
- 4 環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の作成に当たっては、画一的な対応を 避け、環境影響評価項目ごとに事業特性及び農畜産業を含めた地域特性を考慮して、適 切に予測評価すること。
- 5 環境影響評価方法書で選定した環境影響評価項目だけでなく、これに包含されている 工事内容に応じて選定される環境要素・影響要因についても、準備書において明示し、 それぞれに対して調査、予測及び評価並びに環境保全措置の内容を記載すること。ま た、ルートや道路構造の検討の経緯及び内容について、丁寧に記載すること。
- 6 環境影響評価の実施に当たっては、住民や関係町村から寄せられた意見等に十分配慮 するとともに、積極的な情報公開に努めること。

[事業計画]

7 ルートや道路構造の選定に当たっては、貴重な自然環境や優れた農地、教育研究施設への影響を極力回避できるように検討すること。

[騒音、振動、低周波音]

8 発破工事の実施、橋梁の設置等の可能性がある場合は、これらによる騒音、振動又は 低周波音の影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、騒音、振動及 び低周波音の影響を受ける対象として、家畜その他の動物も含めて検討すること。

「水質]

9 融雪剤や凍結防止剤を使用することについて、流出による表流水質・地下水質への影響を適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの飛散により植物の生育や動物の行動に及ぼす影響の可能性についても、適切に検討すること。

[水象]

10 道路建設によりその水位に影響が及ぶ可能性がある湧水、湿原等は、生態系や利水に も関わり非常に重要であるため、湧水や湿地の詳細な分布及び水利用の実態を調査する こと。また、地下水位及び湿地、松原湖等の水位について早期に調査を開始し、変動の 有無を確認するために十分な調査期間を設定すること。

[地形・地質]

- 11 地形・地質は、地下水など他の項目の予測における基礎的な情報となる環境要素であることを踏まえ、環境影響評価項目に選定し、関連する項目と合わせて適切に調査を行うこと。
- 12 住民の安心の観点から、対象事業実施区域及びその周辺の災害履歴、活断層の状況等を整理し、準備書において事業計画地域の災害耐性について記載すること。
- 13 大月川泥流堆積物については、地形・地質分野のみならず、生態系、水象、景観等の他分野との関連性にも十分配慮した調査、予測及び評価が重要である。また、大月川泥流堆積物は学術的にも貴重な対象であり、広い視野から当該地域の地形と地質の価値を踏まえて、適切な保全策を検討すること。

[植物、動物、生態系]

- 14 植物、動物及び生態系の調査、予測並びに評価に当たっては、既存の調査報告書の内容や研究成果等を反映させ、その手法を選定すること。また、地域の有識者等から聞き取りを行うなど、情報収集に努め、きめ細やかな調査を行うこと。
- 15 動物に対する影響要因として自動車の走行を選定し、動物の道路上への侵入について調査を行うとともに、影響低減のための有効な対策を講じること。
- 16 切土工等又は既存の工作物の除去及び水底の掘削では、動物、植物及び生態系に対して影響を及ぼす可能性が高いため、影響要因としてこれらを選定すること。
- 17 対象事業実施区域及びその周辺には貴重な動植物の生息・生育場所が存在することから、ルートや工法の決定前に、これらの変更の検討も含めて適正な配慮をすること。なお、調査に当たっては、必要により専門家の助言を受けるなどして、対象種に合わせた適切な時期及び手法を設定すること。

6

[景観、触れ合い活動の場]

- 18 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、八ヶ岳、 松原湖等多くの住民等に親しまれている景観資源が存在する地域であることから、現地 踏査やヒアリング等の結果も踏まえ、景観への影響について、適切に調査、予測及び評 価の地点を選定すること。また、景観と人と自然との触れ合い活動の場とで考慮すべき 事項が重なっているため、これらの環境要素について、関連した調査、予測及び評価を 行うこと。
- 19 対象事業実施区域及びその周辺においては、地域の自然環境を基に成り立つ牧場で自然との触れ合い活動が行われているため、牧場を主要な人と自然との触れ合い活動の場として位置付け、調査、予測及び評価の地点への追加を検討するとともに、影響を回避又は低減するよう努めること。
- 20 対象事業実施区域及びその周辺は、星空観察が盛んな地域であるため、その活動の状況を詳細に把握し、事業の実施が星空観察等の地域の光環境へ与える影響について適切に検討するとともに、影響を回避又は低減するよう努めること。

[廃棄物等]

21 建設副産物について、発生量を把握し、有効利用についても検討を行うとともに、利用が想定される中間処理施設の処理能力も踏まえて処分量を予測評価し、適切な処理又は活用を図ること。